

SpreadJS サブスクリプションサービス利用規約

第1条 (SpreadJS サブスクリプションサービス利用規約の適用)

メシウス株式会社 (以下、「当社」といいます) は、この SpreadJS サブスクリプションサービス利用規約 (以下、「本規約」といいます) に基づき、お客様に対し SpreadJS サブスクリプションサービスを提供します。

第2条 (定義)

本規約においては、次の定義が適用されます。

1. 「お客様」とは、別途定める本ソフトウェアの「ソフトウェア使用許諾契約書」(以下、「使用許諾書」という) および、「メシウス Developer Solutions サイト利用規約」(以下、「サイト利用規約」という) に同意した者で、かつ本規約に同意し本サービスを利用する者をいう。
2. 「本ソフトウェア」とは、SpreadJS ソフトウェアおよび付随ドキュメントをいう。
3. 「本サービス」とは、本規約に基づき、当社がお客様に提供するフリーアップグレードおよびテクニカルサポートならびにアプリケーションアップデートをいう。
4. 「フリーアップグレード」とは、お客様が使用中の本ソフトウェア (以下、「使用バージョン」という) のアップグレード版と定める本ソフトウェア (以下、「新バージョン」という) を当社が発売した場合における当該新バージョンの使用権、ならびに、使用バージョンに軽微な機能強化および不具合改善を適用した本ソフトウェア (以下、「修正バージョン」という) を当社が公開した場合における当該修正バージョンの使用権をいう。
5. 「テクニカルサポート」とは、本ソフトウェアに関する事象 (お客様が作成したプログラムのデバッグおよびお客様の要望を満たす仕様を実装したサンプルプログラムの作成を除く) について、当社からお客様に対して行う技術的な支援、助言または情報提供をいう。
6. 「アプリケーションアップデート」とは、配布済みのアプリケーションに対し、ドメイン名を変更する権利および使用バージョンのモジュールの全部または一部を新バージョンのモジュールの全部または一部に入れ替える権利をいう。
7. 「ダウンロード」とは、当社ウェブサイト、または、ソフトウェアパッケージの公開を目的とした一般ウェブサイトから本ソフトウェアを保存することをいう。
8. 「登録情報」とは、個人情報および認証コードなどの登録に関わる情報をいう。
9. 「ライセンスキー」とは、配布アプリケーションの動作を制御するために認証コードをもとに生成される英数字を組み合わせたコードをいう。
10. 「諸問題」とは、本ソフトウェアのセットアップ、使用方法、仕様または制限事項、不具合に関する問題をいう。

第3条 (本サービスの利用条件等)

1. 当社は、お客様が本ソフトウェアまたは当社のウェブサイトのいずれかに記載された環境で本ソフトウェアを使用している場合に限り、次の各号に定める条件のもと本サービスを提供します。
 - (1). フリーアップグレード
 - (イ) お客様は、第 6 条 (契約期間と更新) 第 1 項および第 3 項に定める契約期間内に、当社所定の手続きを行い、新バージョンまたは修正バージョンを適正に入手するものとします。
 - (ロ) 許諾期間は、新バージョンの認証コードを当社が提供した日、または、修正バージョンをお客様がダウンロードした日から、使用許諾書に基づく使用許諾期間の終了日までとします。
 - (2). テクニカルサポート
 - (イ) 第 6 条 (契約期間と更新) 第 1 項および第 3 項に定める契約期間内に、当社が諸問題の範囲を超えないと判断し、受付を完了した問い合わせを対象とします。
 - (3). アプリケーションアップデート
 - (イ) お客様は、当社所定の手続きを行い、「配布ライセンス使用許諾契約書」(以下、「配布許諾書」という) に基づき配布したアプリケーションに対して認証コードの提供を受けるものとします。
 - (ロ) 許諾期間は、第 6 条 (契約期間と更新) 第 2 項および第 3 項に定める契約期間に準じます。
2. 本サービスの内容は次の各号に定めるとおりとします。

(1). フリーアップグレード

- (イ) 新バージョン、および、修正バージョンを提供します。
- (ロ) 入手済みの使用バージョンは継続して使用できるものとします。

(2). テクニカルサポート

- (イ) その受付から提供までを、当社の判断により電子メール、当社のウェブサイトもしくはサーバーのいずれかを通じて、当社の営業時間内に、日本語で行います。
- (ロ) 回答期日の指定は、お受けできません。

(3). アプリケーションアップデート

- (イ) ドメイン名を変更する権利は、第 6 条第 2 項に定める契約期間内に 1 回のみ行使できるものとし、行使しなかった場合は消滅するものとします。お客様が第 6 条第 3 項に基づき契約期間を 12 カ月延長したときは、当該 12 カ月間に 1 回のみ行使できるものとし、行使しなかった場合は消滅するものとします。以後 12 カ月延長するごとに同様とします。
- (ロ) モジュールの全部または一部を入れ替える権利に回数の制限はありません。

3. お客様は、サイト利用規約に同意しなければ、当社のウェブサイト上で提供する本サービスに関連する機能を利用できません。

第4条(テクニカルサポートの完了)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、テクニカルサポートの完了とみなします。

- (1). テクニカルサポートの提供から 10 営業日が経過しても、お客様から何らの返答も得られないとき。
- (2). 諸問題の解決および回避ができない場合に該当すると当社が判断したとき。
- (3). お客様から諸問題が解決した旨の通知があったとき。

2. 前項第 2 号に該当する場合でお客様から要請があったときは、調査結果または理由を明示するものとします。

第5条(免責)

- 1. テクニカルサポートは、諸問題の解決および回避を保証するものではありません。
- 2. 当社は、本サービスの利用に付随または関連して生ずる直接的または間接的な損失・障害などについて、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切責任を負わないものとします。
- 3. 当社が本ソフトウェアの諸問題の解決または回避のために提供した情報の有効性は、予告なく変更される本ソフトウェアの改良や関わる技術の変化に伴い、その有効性を失う場合があります。
- 4. 本条第 1 項乃至第 3 項の規定は、当社に故意または重過失がある場合、または、お客様が消費者契約法上の消費者に該当する場合には適用されません。

第6条(契約期間と更新)

- 1. フリーアップグレードおよびテクニカルサポートの初回契約期間は、お客様が当社所定の手続きにより本ソフトウェアおよび必要情報を登録した時点から、当社が定める期日までとし、当該契約期間の利用料は無償とします。
- 2. アプリケーションアップデートの初回契約期間は、お客様が当社所定の手続きによりライセンスキーを入手した時点から、当該入手日から 12 カ月を経過した日の属する月の末日までとし、当該契約期間の利用料は無償とします。
- 3. お客様は、フリーアップグレードおよびテクニカルサポートの契約期間内ならびにアプリケーションアップデートの契約期間内に当社所定の更新手続きを行うことで、それぞれにつき契約期間を 12 カ月ごとに延長することができます。当該二回目以降の契約期間の利用料は有償とします。更新手続きを行わなかった場合は、それぞれの契約期間終了後、契約期間を再開することはできません。

第7条(利用料と支払条件)

- 1. 当社は、お客様が利用料を支払期日までに支払わない場合、支払期日以降の本サービスの利用を禁止します。
- 2. お客様は、利用料の支払い、その他本規約に基づく債務を、消費税法に定める税額を加算したうえで、お客様と当社間で別に取り決めた方法、期日により支払うものとします。

3. お客様が前項に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、お客様は所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延利息として、利用料その他と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
4. 本条第 2 項および第 3 項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。
5. 当社は、利用料を予告なく変更することがあります。利用料の変更通知は、第 9 条第 1 項に基づき行われ、変更後の利用料は次回更新手続きをもって延長された契約期間から適用されます。
6. 契約期間が終了した場合、当該終了があった時点において未払いの利用料(第 6 条第 3 項に定める更新手続きを行い、かつ支払期日の到来していない利用料を含む)または遅延利息がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。また、お客様は当社に対し、既に支払った利用料の全部または一部の返還を求めることはできないものとします。
7. 本条第 2 項にかかわらず、お客様が本ライセンスの販売を当社から許諾された法人または法人に準ずる団体(以下、「販売店」という)を経由してライセンス料金および関連してその他手数料(以下、「費用」という)を支払う場合は、費用および支払い条件はお客様と販売店の間で取り決めた方法に従うものとします。

第8条(変更、廃止等)

1. 当社は以下の場合に、本規約および本サービスの内容を当社の判断により変更できるものとします。
 - (1). 本規約および本サービスの内容の変更がお客様の一般の利益に適合するとき。
 - (2). 本規約および本サービスの内容の変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項に基づき本サービスの内容を変更または廃止する場合、当該変更または廃止があった時点において未払いの利用料(第 6 条第 3 項に定める更新手続きを行い、かつ支払期日の到来していない利用料を含む)または遅延利息がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。また、お客様は当社に対し、既に支払った利用料の全部または一部の返還を求めることはできないものとします。
3. 本条第 1 項に基づき本サービスの内容を変更または廃止した時点において、お客様の契約期間が残存している場合には、当社は当該残存期間満了まで、変更前または廃止前の内容に基づき本サービスを提供するものとします。

第9条(通知)

1. 当社からお客様への通知は、本規約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または当社のウェブサイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. お客様は当社からの通知が前項に定める方法によって行われることを了承し、当該通知を受領するために適宜通知の有無を確認することに同意するものとします。
3. 前条の規定に基づき、本規約および本サービス内容を変更する場合には、当該変更の日から起算して 14 日前までに、電子メール、書面または当社のウェブサイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により通知を行います。
4. 本条第 1 項および第 2 項の規定により、本規約および本サービスについて公開または通知があった場合、お客様は当該変更の日以降に本サービスを利用することにより、変更後の本規約に同意したものとみなします。

第 10 条(本サービスの提供中止等)

1. 当社は、使用許諾書に基づく契約が終了または解除された場合、当該終了日または解除日をもって、本サービスの契約期間を打ち切るものとします。
2. 当社は、配布許諾書に基づく契約が終了または解除された場合、当該終了日または解除日をもって、アプリケーションアップデータの契約期間を打ち切るものとします。
3. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様に対し何らの催告を要せず直ちに本サービスの全部または一部の提供を中止できるものとします。
 - (1). 本規約に違反したとき。
 - (2). 本規約の履行が困難、または不可能と判断したとき。
 - (3). 本規約に基づく義務を履行せず、相当期間を定めて書面による催告をした後もなおこれを履行しないとき。

4. 本条第1項もしくは第2項に基づき契約期間が打ち切られた場合、または、第3項に基づき本サービスの提供が中止された場合、当該打ち切りまたは中止があった時点において未払いの利用料(第6条第3項に定める更新手続きを行い、かつ支払期日の到来していない利用料を含む)または遅延利息がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。また、お客様は当社に対し、既に支払った利用料の全部または一部の返還を求めることはできないものとします。

第11条(お客様の義務)

1. お客様は、登録情報に変更が生じた場合、専用ページまたは電子メール、お問い合わせフォームを通じて速やかに当社に通知するものとします。
2. お客様は、登録情報を自己の責任において管理するものとし、第三者による本サービスの不正利用の事実またはそのおそれがある場合は速やかに当社に通知するものとします。
3. 当社は、お客様が本条第1項または第2項の通知を怠ったことにより、当社からの通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第12条(個人情報の取扱い)

1. お客様および当社は、本規約に基づき相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。以下同じ)を、本規約の目的の範囲内でのみ利用し、第三者に開示または漏洩しないものとするともに、関連法令を遵守するものとします。
2. 当社は、当社プライバシーポリシー(<https://www.mescius.com/policy/privacy/>)に則り、お客様の個人情報を第三者に開示または漏えいしないものとするともに、関連法令を遵守するものとします。
3. 前項の定めに関わらず、お客様および当社は、個人情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示できるものとします。この場合、お客様および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後、速やかにこれを行うものとします。
4. お客様および当社は、個人情報の目的外利用、漏えい、紛失、誤消去、改ざん、不正アクセスなどが生じないように必要な措置を講じなければならないものとします。
5. 本サービスの提供が中止された場合、契約期間が打ち切られた場合または契約期間が終了した場合において、お客様または当社いずれかが要求した場合には、ただちに個人情報を相手方に返還し、消去し、または廃棄するものとします。必要に応じて相手方に廃棄証明の提出を求めることができるものとします。
6. 個人情報に接したお客様および当社の従業員が退職するときは、退職後も秘密保持義務の遵守義務を負うことについて、契約書または誓約書で明らかにし、継続してその義務を負わなければならないものとします。

第13条(知的財産権および情報の帰属)

1. 本サービスを通じて得られた情報・ノウハウなどは、当社に帰属するものとし、お客様の承諾なしに、当社のウェブサイトなどで公開できるものとします。
2. 本サービスに含まれるすべてのコンテンツ(記事、ソースコード、画像、ソフトウェアなど)の著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権は、当社またはその他正当な権限を有する者に帰属し、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。

第14条(禁止事項)

1. お客様は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく地位、権利義務の全部または一部を、第三者へ転売、貸借、貸与、譲渡または承継できないものとします。合併、営業譲渡等による包括承継については、承継前のお客様に対し、あらかじめ当社が書面により承諾した場合に限り承継できるものとします。
2. お客様は、本サービスを通じて当社から取得した技術情報について、複製、販売、出版その他営利目的での利用を行えないものとします。

3. お客様は、本サービスを通じて当社から取得した技術情報（テクニカルサポートを除く）について、事前に当社の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に公開できないものとします。

第 15 条（期限の利益の喪失）

お客様が第 14 条に定める禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、お客様は当社に対する一切の債務について、通知催告を受けなくても当然に期限の利益を喪失し、ただちに当社に弁済するものとします。

第 16 条（損害賠償額）

1. 本規約に関して、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償額は、お客様が当社に本サービスの利用料として支払った直近 1 年間の総額を限度額とします。
2. 当社は、お客様が第 10 条（本サービスの提供中止等）第 3 項第 1 号および第 3 号 に該当した場合、または、お客様が本規約を締結しない第三者に、本ソフトウェアを不正な目的および方法で使用させる等を発見した場合には、お客様に損害賠償金を請求することができるものとします。

第 17 条（合意管轄）

お客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

第 18 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本国法とします。

第 19 条（協議等）

本規約に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議の上解決することとします。協議の結果、本規約のいずれかの部分が無効となった場合でも、本規約の全体の有効性に影響がないものとします。

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様および当社は、それぞれ相手方に対して、現在および将来においても、次の各号の事項を確約するものとします。
 - (1) 自らまたは自らの役員もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下合わせて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有しないこと。
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
2. お客様および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

3. お客様または当社は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前 2 項に違反していると合理的に判断した場合には、何らの催告をすることなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
4. 前項の規定により、本契約が解除された場合、解除された者は、相手方に対し、相手方の被った一切の損害を賠償しなければならないものとします。
5. 本条第 3 項の規定により、本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し、一切の請求を行わないものとします。

第 21 条(存続条項)

本規約の終了後も、第5条(免責)、第7条(利用料と支払条件)、第 12 条(個人情報の取扱い)、第 13 条(知的財産権および情報の帰属)、第 14 条(禁止事項)、第 16 条(損害賠償額)、第 17 条(合意管轄)、第 20 条(反社会的勢力の排除)に関する事項は有効に存続するものとします。

付則

本規約は 2025 年 3 月 17 日より改定するものとします。